次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名　称	所在地	実習内容
［略］		
井上工務店	大阪府羽曳野市伊賀二丁目十三番十六号	建築大工
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関		
名　称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

○法務省告示第三百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十四日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関		
名　称	所在地	実習内容
［略］		
美濃工業栃木株式会社	栃木県小山市犬塚百二十九番地二	ダイカスト
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関		
名　称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

○法務省告示第三百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十四日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名　称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社前川農場	三重県津市一志町高野千三百九十七番地	畜産農業
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名　称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		